



# 広島県報

定期  
第14号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

(開発指導室)  
(住宅管理室)

### 告示

平成十六年度地籍調査事業計画の追加  
平成四年広島県告示第四百五十八号(大規模行為届出対象地域の指定)の一部を改正する告示  
平成五年広島県告示第三百八十八号(大規模行為届出対象地域の指定)の一部を改正する告示  
平成六年広島県告示第三百六十九号(景観指定地域の指定)の一部を改正する告示

(以上三件県法規登載)

保安林予定森林にする旨の通知  
道路の区域変更(四件)  
道路の供用開始(三件)  
急傾斜地崩壊危険区域の指定  
土砂災害警戒区域等の指定  
港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定(二件)  
港湾法の規定による臨港地区及び分区の変更  
特定非営利活動法人の認証申請  
選挙管理委員会告示

(治山室)  
(道路保全室)  
(砂防室)  
(港湾管理室)  
(県民文化室)

個人演説会等を開催することができる施設の指定

一七

### 人事委員会規則

職員給与の支給に関する規則及び市町村立学校職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則  
福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則等を廃止する規則

(以上県法規登載)

### 公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

## 公布された規則のあらまし

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五号)(開発指導室)

### 改正の要旨

佐伯郡大野町における市街化調整区域に係る開発行為の許可の対象として指定する区域について、必要な事項を定めた。

### 二 施行期日

平成十七年三月一日

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則(規則第六号)(住宅管理室)

改正の要旨

名称	所在地
県営室屋住宅駐車場	因島市中庄町

二 公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、県営住宅入居申込書の様式などを整理した。

### 二 施行期日

平成十七年二月二十四日。ただし、一は同年三月一日

規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

佐伯郡 大野町	一キロメートル
------------	---------

別表第一の備考中「限る。」を「限るものとし、佐伯郡大野町の区域については、深江一丁目、深江二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、林が原二丁目、丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂二丁目、字平岩、字四郎峠、字中山、字亀ヶ岡、字戸石川、字上更地、字下更地、字尾中山、字深江、字対敵山、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字三鎗谷、字土井、字水口、字中空、字早時、字裏ヶ嶽、字滝山、字小山、字城山、字下原、字塩屋、字上桐、字清水峯、字田屋、字陣場、字高畑、字中津岡、字滝の下、字下の浜、字上之浜、字物見山、字小田ノ口、字丸石、字林ヶ原、字尾立、字八坂、字四十八坂、字垣ノ浦、字下灘及び字鳴川の区域のうち平成十七年三月一日現在の土地の表示の登記の地目が山林、原野及び保安林以外の地目の土地の区域に限る。」に改める。

別表第二安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

佐伯郡 大野町	七ヘクタールの範囲内において敷地相互間の隣接間隔が五〇メートル以内に位置する建築物が五〇以上連たんすること。
------------	--

別表第三安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

佐伯郡 大野町	法第九条第三項から第十項までに規定する用途地域	一〇〇メートル
------------	-------------------------	---------

別表第三の備考中「限る。」を「限るものとし、佐伯郡大野町の区域については、深江一丁目、深江二丁目、塩屋一丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、宮浜温泉二丁目、字平岩、字四郎峠、字中山、字亀ヶ岡、字戸石川、字上更地、字下更地、字尾中山、字深江、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字三鎗谷、字土井、字水口、字中空、字裏ヶ嶽、字滝山、字小山、字城山、字下原、字塩屋、字上桐、字田屋、字陣場、字高畑、字中津岡、字滝の下、字下の浜、字上之浜、字物見山、字小田ノ口、字丸石、字林ヶ原、字尾立、字四十八坂及び字垣ノ浦の区域のうち平成十七年三月一日現在の土地の表示の登記の地目が山林、原野及び保安林以外の地目の土地の区域に限る。」に改める。

別表第四廿日市市の項の次に次のように加える。

佐伯郡 大野町	二メートル	五〇メートル
------------	-------	--------

別表第五安芸郡熊野町の項の次に次のように加える。

佐伯郡 大野町	条例第三条第一号から第三号までの用途	条例第三条第一号から第四号までの用途	条例第三条第一号から第四号までの用途
------------	--------------------	--------------------	--------------------

附則

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則(平成十年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。別表第二号の表中

県営小田浦住宅駐車場	因島市重井町	を
------------	--------	---

県営小田浦住宅駐車場	因島市重井町	に改める。
県営室屋住宅駐車場	因島市中庄町	

別記様式第一号(表)中

「障害者(うち特別障害者) 特定扶養親族 70歳以上の扶養親族 老若者 寡婦・寡夫」を



三 指定施業要件  
土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長畑ケ一八六六の六五から一八六六の六七まで・一八六六の七二・一八六六の七三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
路線名 太郎丸吉舎線  
道路の区域

区	間		延 長 備 考
	新	旧	
三次市吉舎町安田字石金山一〇八三番一地从先から三次市吉舎町安田字尾無し二二四五番七地先まで	一六・六〇〇	四・五〇〇	メートル
	六五・五〇〇	一〇〇	
	七九五・〇〇	八七二・〇〇	メートル
	拡幅		

広島県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
路線名 三次庄原線  
道路の区域

区	間		延 長 備 考
	新	旧	
三次市三良坂町三良坂字上之堂六五一番地先から三次市三良坂町三良坂字宮沖五二一番二地先まで	九・四〇〇	八・二〇〇	メートル
	二六・五〇〇	四〇〇	
三次市三良坂町三良坂字上之堂六五一番地先から三次市三良坂町三良坂字宮沖五二一番二地先まで	九・四〇〇	八・二〇〇	メートル
三次市三良坂町三良坂字三本木二八五九番一地从先から三次市三良坂町三良坂字宮沖五三一番二地先まで	二一・四〇〇	五八四・〇〇	ダブルウェイ

広島県告示第二百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道  
路線名 一八六号  
道路の区域

区	間		延 長 備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三七番三地从先から山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三九番五地先まで	一〇・〇〇〇	四・五〇〇	メートル
	三三・〇〇〇	八	
	二五四・〇〇	二五四・〇〇	メートル
	拡幅		
	一般国道四三		四号と重複

道路の種類 一般国道  
路線名 四三四号  
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五四一番一 地先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一 地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	三・一〇・〇〇〇〇〇〇	三・五〇〇〇〇〇〇	新	四・一〇〇〇〇〇〇	三・四〇〇〇	幅員 一般国道四三 号と重複
山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一 地先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三六九番 五地先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三七三番 三地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	三・一〇・〇〇〇〇〇〇	三・五〇〇〇〇〇〇	新	四・一〇〇〇〇〇〇	三・四〇〇〇	幅員 一般国道四三 号と重複

道路の種類 一般国道  
路線名 四三四号  
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原六一九番一 地先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一 地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	三・一〇・〇〇〇〇〇〇	三・五〇〇〇〇〇〇	新	四・一〇〇〇〇〇〇	三・四〇〇〇	幅員 一般国道一八 号と重複
山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三六九番 五地先から 山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三七三番 三地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	三・一〇・〇〇〇〇〇〇	三・五〇〇〇〇〇〇	新	四・一〇〇〇〇〇〇	三・四〇〇〇	幅員 一般国道一八 号と重複

広島県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。  
平成十七年二月二十四日  
広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道  
路線名 四三三号  
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字加計字清水原二一九九番三 地先から 山県郡安芸太田町大字加計字河内平二二四四番三 地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	六・八〇〇〇〇〇〇	七・八〇〇〇〇〇	新	一・九六〇〇	幅員減少 一般国道四三 号と重複 四号と重複 不用物件延長 二九・〇〇メ トル	

道路の種類 一般国道  
路線名 四三四号  
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字加計字清水原二一九九番三 地先から 山県郡安芸太田町大字加計字河内平二二四四番三 地先まで	新	旧	別	敷地の幅員	延長	備考
	六・八〇〇〇〇〇〇	七・八〇〇〇〇〇	新	一・九六〇〇	幅員減少 一般国道四三 号と重複 不用物件延長 二九・〇〇メ トル	

広島県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道太郎丸吉倉線	三次市吉舎町安田字石金山一〇八三番一地从先から三次市吉舎町安田字尾無し一二四五番七地先まで	平成十七年二月四日

広島県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一八六号	山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三三番三地从先から山県郡安芸太田町大字上筒賀字西小原山三三六九番五地先まで 山県郡安芸太田町大字上筒賀字大井山五四二番一地从先から山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一地从先まで 山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一地从先から山県郡安芸太田町大字上筒賀字布原山五六三番一地从先まで	平成十七年二月四日

広島県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十七年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四三三号	山県郡安芸太田町大字加計字清水原二二二番一地从先から山県郡安芸太田町大字加計字河内平二二四四番三地从先まで 山県郡安芸太田町大字観音字勝草二二七四番一地从先から山県郡北広島町戸谷字酒森五四七九番一地从先まで	平成十七年二月四日

広島県告示第二百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
井口鈴が台二丁目地区
  - 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- |     |            |    |        |    |          |
|-----|------------|----|--------|----|----------|
| 郡市  | 町          | 大字 | 字      | 地番 | 標柱       |
| 広島市 | 西区井口三丁目    | 井口 | 三六八番一  |    | 標柱一号     |
|     | 西区井口鈴が台二丁目 | 井口 | 三六九番   |    | 標柱二号     |
|     |            |    | 一一一番六  |    | 標柱三号     |
|     |            |    | 一〇二番一  |    | 標柱四号     |
|     |            |    | 一〇二番二四 |    | 標柱五号及び六号 |
|     |            |    | 一〇二番二五 |    | 標柱七号     |
|     |            |    | 一〇二番二七 |    | 標柱八号     |
|     | 西区井口三丁目    |    | 四三三番二  |    | 標柱九号     |
|     |            |    | 甲三六八番二 |    | 標柱十号     |
|     |            |    | 乙三六八番地 |    | 標柱十一号    |

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
安佐町鈴張力石地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

- |     |         |    |    |        |          |
|-----|---------|----|----|--------|----------|
| 郡市  | 町       | 大字 | 字  | 地番     | 標柱       |
| 広島市 | 安佐北區安佐町 | 鈴張 | 力石 | 二〇二番三  | 標柱一号     |
|     |         |    |    | 二〇二六番三 | 標柱二号     |
|     |         |    | 中尾 | 五〇〇〇番五 | 標柱三号及び四号 |
|     |         |    |    | 五〇〇〇番四 | 標柱五号     |

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 上瀬野南二丁目地区  
 一七八九番一  
 二〇二六番一  
 二〇二五番三  
 標柱七号  
 標柱八号  
 標柱六号

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島市 安芸区上瀬野町 金山 五〇五番一  
 標柱一号  
 金山 五〇三番一  
 標柱二号  
 金山 五〇五番二  
 標柱三号  
 金山 五〇四番一  
 標柱四号  
 金山 四九九番  
 標柱五号及び六号  
 宮脇 二九八七番  
 標柱七号、八号及び十一号  
 金山 二九八七番  
 標柱九号及び十号  
 金山 四九二番  
 標柱十二号  
 金山 二九一一番  
 標柱十三号  
 金山 二九〇九番一  
 標柱十四号  
 金山 甲四九六番地  
 標柱十五号及び十六号  
 金山 二九九四番一  
 標柱十七号  
 金山 二九九八番一  
 標柱十八号  
 金山 五〇四番二  
 標柱十九号  
 金山 三〇〇五番一  
 標柱二十号  
 金山 三〇〇七番地  
 標柱二十一号  
 金山 三〇三三番一  
 標柱二十二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 六本松一丁目地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

廿日市市 六本松一丁目 四六六九番一 標柱一号  
 九三九番一 標柱二号及び三号  
 九三八番二七 標柱四号  
 九三八番二五 標柱五号  
 九三八番二四 標柱六号及び七号  
 五〇五〇番三 標柱八号  
 五〇五〇番一 標柱九号  
 四六二〇番三 標柱十号  
 四六二〇番一 標柱十一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 警固屋二丁目一地区 (追加)

急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十三号 (警固屋二丁目一地区) (以下「告示A」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和四十五年二月二十日広島県告示第三百三十五号 (警固屋通二丁目地区) (以下「告示B」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示Aで指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とし、標柱七号は告示Bで指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱八号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線に存するものとする。

警固屋二丁目 九二番一 標柱一号  
 警固屋二丁目 一一三番一 標柱二号  
 警固屋二丁目 一三四番一 標柱三号  
 警固屋二丁目 一七八番三〇 標柱四号  
 警固屋二丁目 一七八番二九 標柱五号及び六号

- ” 警固屋二丁目 一五四番 標柱七号
- ” 警固屋一丁目 三一九番三地先市道敷 標柱八号
- ” 警固屋二丁目 一四番及び一六番地先河川敷 標柱九号
- ” ” 一一一番 標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
浄光庵山東地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

- 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- |     |     |        |            |            |
|-----|-----|--------|------------|------------|
| 郡市  | 町村  | 大字     | 地番         | 番          |
| 豊田郡 | 安浦町 | 三津口二丁目 | 一一〇二番      | 標柱一号       |
| ”   | ”   | ”      | 一一〇三番一     | 標柱二号から六号まで |
| ”   | ”   | ”      | 一一〇二番地先道路敷 | 標柱七号       |

広島県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤田雄山

一 土砂災害警戒区域の名称  
箕角一一（二二二八a）地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
箕角一一（二二二八a）地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
箕角（二二二八b）地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
箕角（二二二八b）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
中箕角一九四（二二二七）地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



急傾斜地の崩壊  
 「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
中箕角一九四(二二二七)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
中央(二二二七隣一)地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
中央(二二二七隣一)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
中央(二二二七隣二)地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
中央(二二二七隣二)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田(二二二七隣三)地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。
- 一 土砂災害特別警戒区域の名称

長田（二二七隣三）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害警戒区域の名称

長田（二二七隣四）地区

二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害特別警戒区域の名称

長田（二二七隣四）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害警戒区域の名称

長田（二二七隣五）地区

二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害特別警戒区域の名称

長田（二二七隣五）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害警戒区域の名称

長田（二二七隣六）地区

二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

一 土砂災害特別警戒区域の名称

長田（二二七隣六）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田（二二七隣七）地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田（二二七隣七）地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田（一四八一）（一一六一）地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北

地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田（一四八一）（一一六一）地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田（一五五二）（七五二三）地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田（一五五二）（七五二三）地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田一五六九(九六七)地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田一五六九(九六七)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田一五六九(九六七隣)地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田一五六九(九六七隣)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
地獄谷川(一四〇)地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
地獄谷川(一四〇)地区
- 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
奥ノ谷川(一四一)地区
- 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
奥ノ谷川（一四一）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
御鉢谷川（一四二）地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
御鉢谷川（一四二）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
学校谷川（一四三）地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
学校谷川（一四三）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
唐谷川（一四四）地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
青ヶ迫川a(一四五a)地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
青ヶ迫川a(一四五a)地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
青ヶ迫川b(一四五b)地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
青ヶ迫川b(一四五b)地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項  
次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
青ヶ迫川c(一四五c)地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害警戒区域の名称  
青ヶ迫川隣(一四五隣)地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
青ヶ迫川隣(一四五隣)地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項

次の図のとおり  
〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
杉谷川（一四六）地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長尾谷川（一四七）地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長尾谷川（一四七）地区
  - 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
江良原谷川（一四八）地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
江良原谷川（一四八）地区
  - 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（

- 一 土砂災害警戒区域の名称  
長田川（二一九）地区
  - 二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。（
- 一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田川（二一九）地区
  - 二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

一 土砂災害警戒区域の名称  
長田川（五六二四）地区

二 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

一 土砂災害特別警戒区域の名称  
長田川（五六二四）地区

二 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

四 同法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項  
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第二百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、大西港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分を次のように指定した。

なお、当該臨港地区の区域及び分区分は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課に

において縦覧に供する。  
平成十七年二月二十四日

一 臨港地区の指定  
広島県知事 藤 田 雄 山

豊田郡大崎上島町中野字横浜、同町中野字加測、同町中野字長江谷、同町中野字石摺及び同町大串字七々見のそれぞれの一部	区	域	(面 ヘクター)積
			二・五

二 分区分の指定

漁 港 区	豊田郡大崎上島町中野字横浜及び同町大串字七々見のそれぞれの一部	区	域	(面 ヘクター)積
商 港 区	豊田郡大崎上島町中野字横浜、同町中野字加測、同町中野字長江谷及び同町中野字石摺のそれぞれの一部	区	域	(面 ヘクター)積
				〇・八

広島県告示第二百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によって、木江港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分を次のように指定した。

なお、当該臨港地区の区域及び分区分は、同法第三十八条第八項の規定によって、広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課において縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

一 臨港地区の指定  
広島県知事 藤 田 雄 山

豊田郡大崎上島町沖浦字岩白谷の一部	区	域	(面 ヘクター)積
			一・一

二 分区分の指定

分 区 の 種 類	区	域	(面 ヘクター)積



商 港 区	豊田郡大崎上島町沖浦字岩白谷の一部	〇・九
修景厚生港区	豊田郡大崎上島町沖浦字岩白谷の一部	〇・二

広島県告示第二百四十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、釣土田港における臨港区及び当該臨港区区内における分区を次のように変更した。

なお、今回の変更により新たに追加される臨港区の区域及び分区は、同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県土木建築部空港港湾総室港湾管理室及び広島県呉地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港区の変更

1 変更前

安芸郡倉橋町字岩木の一部	区 域	面 (ヘクタール)積
		〇・五

2 変更後

安芸郡倉橋町字岩木及び同町字宇和木新開のそれぞれの一部	区 域	面 (ヘクタール)積
		〇・八

二 分区の変更

1 変更前

漁 港 区	安芸郡倉橋町字岩木の一部	面 (ヘクタール)積
		〇・五

2 変更後

分区の種類	区 域	面 (ヘクタール)積

漁 港 区	安芸郡倉橋町字岩木及び同町字宇和木新開のそれぞれの一部	〇・八
-------	-----------------------------	-----

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十七年二月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的	申請のあつた 年月日
特定非営利活動 法人ベンチャー かまがり	兼田 定夫	広島県安芸郡蒲 刈町向字小浜地 内（であいの館 内）	本会は、蒲刈島の地域特性を活かして地域づくりや経済活性化、雇用機会の拡充、人材の育成、環境保全・活用等に貢献することを目的とする。	平成一七年二 月九日
特定非営利活動 法人能力活用支 援機構	松浦 豊紀	広島県広島市佐 伯区海老園二丁 目一三番一五号	この法人は、主として中高年齢者層、独立開業予定者、学生等に対して、就業支援及び独立開業支援のため、講師派遣、講師資格認定、早期採用内定取得、生涯学習の推進等に関する事業を行い、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。	平成一七年二 月一四日

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、本郷町選挙管理委員会から報告があつた。

平成十七年二月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
本郷生涯学習センター	豊田郡本郷町大字本郷一〇六九番地四	平成一七年一月二五日

### 人事委員会規則

職員との給与に関する規則及び市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第三号

職員との給与に関する規則及び市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条から第十九条の六までを次のように改める。

(寒冷地手当)

第十九条 給与条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)別表に掲げる地域(給与条例第十三条第一項第一号の表に掲げる地域を除く。)とする。

2 給与条例第十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める区域は、別表第二に掲げる区域とする。

3 給与条例第十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める公署は、別表第三に掲げる公署とする。

第十九条の二 給与条例第十三条第二項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族(給与条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この条及び第十九条の六において同じ。)を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

第十九条の三 給与条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める寒冷地手当支給対象職員は、次に掲げる職員とする。

一 本邦外にある職員(給与条例第十三条第二項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。)

二 法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

三 法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員のうち、給与条例第二十一条第二項及び第三項の規定による給与の支給を受けていないもの

四 停職にされている職員

五 専従許可を受けている職員

六 育児休業をしている職員

七 大学院修学休業をしている職員

八 派遣されている職員のうち、給与の支給を受けていないもの

第十九条の四 給与条例第十三条第四項の人事委員会規則で定める額は、給与条例第十三条第二項又は給与条例第二十一条第三項の規定による額を日割計算して得た額とする。

2 給与条例第十三条第四項第三号の人事委員会規則で定める場合は、寒冷地手当基準日において、前条各号に掲げる職員又は給与条例第二十一条第三項の規定の適用を受ける職員のうち、いずれかに該当する寒冷地手当支給対象職員が、当該寒冷地手当基準日の翌日から当該寒冷地手当基準日の属する月の末日までの間に、他の第十九条の三各号に掲げる職員又は給与条例第二十一条第三項の規定の適用を受ける職員のうち、いずれかに該当する寒冷地手当支給対象職員となつた場合とする。

第十九条の五 寒冷地手当は、寒冷地手当基準日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、給料の支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

2 寒冷地手当基準日から給料の支給日の前日までの間において退職し、又は死亡した寒冷地手当支給対象職員には、当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手当をその際に支給するものとする。

3 寒冷地手当基準日から引き続いて第十九条の三各号に掲げる職員又は給与条例第二十一条第三項の規定の適用を受ける職員のうち、いずれかに該当している寒冷地手当支給対象職員が、給料の支給日後に復職等をした場合には、当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手当をその際に支給するものとする。

4 寒冷地手当支給対象職員が寒冷地手当基準日の属する月にその所属する任命権者を異

にして異動した場合における当該寒冷地手当基準日に係る寒冷地手当は、当該寒冷地手当基準日に寒冷地手当支給対象職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、その任命権者は、寒冷地手当支給対象職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第十九条の六 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員及びその扶養親族の住居の所在地を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるとする。

第十九条の七及び第十九条の八を削る。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二(第十九条関係)

三次市布野町のうち 横谷	区域
廿日市市のうち 吉和	山県郡戸内町のうち 字埴、字正府ヶ谷、字梅ノ木、字的場、字中野原、字鍛冶屋原、字堂原、字市野原、字横原、 字吉川、字奈羅頭、字大西、字荷寄原及び字松原、 字埴、字猪山、字木津名、字榎谷、字鬼後、字洗川、字畑、字守岩、字大平、字長谷、字空山、 字舟石、字下山、字折目、字獅子谷、字葛根迫、字向イ山黒滝、字中倉、字坂取及び字西榎ノ 平山
山県郡大朝町のうち 大字大塚	
比婆郡西城町のうち 大字小鳥原	
比婆郡東城町のうち 大字小奴可 大字加谷 大字内堀 大字塩原	

備考 この表に掲げる名称及びその区域は、平成十六年四月一日におけるものを示し、その後における名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

別表第三(第十九条関係)

公署	所在地
廿日市警察署吉和警察官駐在所	廿日市市吉和

備考 この表に定める公署のほか、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮してこれらの公署との権衡上必要があると人事委員会が認めるものについても、同表に掲げられているものとみなす。

別表第四 削除

別表第四の二及び別表第四の三を削る。

(市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(寒冷地手当)

第三条の二 条例第二条の規定に基づき、給与条例第十三条第一項第二号の規定の例により人事委員会規則で定める公署は、別表第二の二に掲げる公署とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第三条の二関係)

公署	所在地
廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和
廿日市市立吉和中学校	廿日市市吉和
廿日市市立吉和学校給食センター	廿日市市吉和
山県郡安芸太田町立松原小学校	山県郡安芸太田町大字松原
山県郡安芸太田町立猪山小学校	山県郡安芸太田町大字猪山
山県郡北広島町立大塚小学校	山県郡北広島町大塚
三次市立横谷小学校	三次市布野町横谷
庄原市立小鳥原小学校	庄原市西城町小鳥原
庄原市立小奴可小学校	庄原市東城町小奴可
庄原市立内堀小学校	庄原市東城町内堀
庄原市立小奴可中学校	庄原市東城町加谷

備考 この表に定める公署のほか、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮してこれらの公署との権衡上必要があると人事委員会が認めるものについても、同表に掲げられているものと

みなす。  
附 則  
この人事委員会規則は、平成十七年四月一日から施行する。

福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第四号

福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則等を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

一 福山市、沼隈郡沼隈町中学校組合の管理職員等の範囲を定める規則 ( 昭和四十一年広島県人事委員会規則第八号 )

二 福山沼隈広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則 ( 昭和五十年広島県人事委員会規則第二十二号 )

三 山県東中部福祉衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則 ( 平成元年広島県人事委員会規則第四十四号 )

四 賀茂広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則 ( 平成十二年広島県人事委員会規則第二十七号 )

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第12号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 ( 昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。 ) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成17年2月24日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
4P0934	告示の日 (平成17年2月24日) から3年間	ぱちんこ遊技機	C R 怪物くん F N 88 P	株式会社大一分会 高尾市原中村区 (愛知県名古屋市中村区曙町一丁目22番地)	左 同
4P0951	回 上	回 上	C R 怪物くん F N 88 P X	回 上	左 同